# 特別養護老人ホーム　花むつみのご案内

■ ご利用にあたって
原則、要介護3～5迄の方

| 特別養護老人ホーム　花むつみの概要 | |
|---|---|
| 【開設】 | 平成23年3月15日 |
| 【配置職員】 | 施設長1名、医師（ 嘱託 ）1名、生活相談員1名、看護職員2名、介護職員15名、<br>栄養士1名、介護支援専門員(兼務) 1名、機能訓練指導員(兼務) 1名、調理職員5名、<br>事務職員3名、用務技師1名、宿直管理人3名 |
| 【利用定員】 | 29名 |
| 【サービス】 | 主なサービス<br>■排泄介助・・・お住まいの方の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立について適切な援助を行います。<br>■入浴・清拭・・・年間を通じて週2回以上の入浴または清拭を行います。身体の状況に応じた入浴機器を用いての入浴が可能です。<br>■機能訓練・生活リハビリ・・・お住まいの方の心身等の状況に合わせて、機能訓練としてストレッチや足踏み体操等を行い身体機能の低下を防止するよう努めます。趣味活動など生活リハビリを取り入れ、どう支援すれば入居者が活動しやすいか、役割を実感できるかに配慮し、精神機能等の低下を防止するよう努めます。<br>■生きがい活動・・・施設での生活を実りあるものとするために、適宜レクリエーションを企画します。 |

| 居室・設備の種類 | 室数 |
|---|---|
| 居室 | 29室 |
| トイレ | 各ユニットに車イス用トイレ 3 室 |
| 洗面所 | 各個室に設置 |
| 共同生活室 | 各ユニットに設置 食堂・リビング |
| 調理設備 | 各ユニットに設置 |
| 厨房 | 1室 |
| 浴室 | 各ユニットに設置、及び特殊浴槽設置浴室が1箇所 |
| 医務室 | 1室 |
| 総合ケアステーション | 1室 |

■ 医療体制について
・週に1回、嘱託医師が診察します。
・毎日、血圧・検温などの健康チェックを行います。
・容体急変などの緊急時には、主治医又は協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。

■ 秘密保持
施設及びすべての職員は、業務上知り得たお住まいの方及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は、雇用期間終了後も、同様といたします。

人工炭酸泉

**介護施設では秋田県内初！！**

当法人事業所のお風呂・足湯すべてに、
人工炭酸泉を導入しております。
炭酸ガスは不燃性のため安心安全です！

●特　徴
・**血行促進・疲労回復**等に効果があり、また、殺菌作用もあり感染症予防にも効果があります。
・ヨーロッパでは、古くから健康維持、病気治療、医療目的などに利用されています。

**見学やご相談は随時受付しておりますので**
**お気軽にご連絡ください！お待ちしております。**


社会福祉法人 一真会
ISSHINKAI social welfare corporation

特別養護老人ホーム　花むつみ
〒019-0514　秋田県横手市十文字町睦合字川井川47番地
TEL　0182-55-3315　　FAX　0182-55-3316


■ 花むつみホームページ
http://www.isshin-group.net/
QRコードはこちら

■ 花むつみフェイスブック
https://www.facebook.com/isshinkaigroup/
QRコードはこちら

令和元年10月1日現在

# 〈サービス利用料金〉

## 特別養護老人ホーム　花むつみ

### 〈 基本項目 〉

下記の利用料金表に従い、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食費・居住費(自己負担)、その他(医療費、理容代など)の合計金額がお支払合計となります。

| 要介護度 | 施設サービス費 | 居住費 | 食費 | 日額合計 | 月額合計(30日) |
|---|---|---|---|---|---|
| 要介護1 | 646 円 | 2,006 円 | 1,392 円 | 4,044 円 | 121,320 円 |
| 要介護2 | 714 円 | | | 4,112 円 | 123,360 円 |
| 要介護3 | 787 円 | | | 4,185 円 | 125,550 円 |
| 要介護4 | 857 円 | (日額) | (日額) | 4,255 円 | 127,650 円 |
| 要介護5 | 925 円 | | | 4,323 円 | 129,690 円 |

※食費および居住費は、所得に応じて異なります(負担限度額認定申請が必要です)。
負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている金額となります。

**〈負担額の軽減がある場合の利用料のめやす〉**

**第1段階**　世帯全体が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方

| 要介護度 | 施設サービス費 | 居住費 | 食費 | 日額合計 | 月額合計(30日) |
|---|---|---|---|---|---|
| 要介護1 | 646 円 | 820 円 | 300 円 | 1,766 円 | 52,980 円 |
| 要介護2 | 714 円 | | | 1,834 円 | 55,020 円 |
| 要介護3 | 787 円 | | | 1,907 円 | 57,210 円 |
| 要介護4 | 857 円 | (日額) | (日額) | 1,977 円 | 59,310 円 |
| 要介護5 | 925 円 | | | 2,045 円 | 61,350 円 |

**第2段階**　世帯全体が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入合計が年間80万円以下の方

| 要介護度 | 施設サービス費 | 居住費 | 食費 | 日額合計 | 月額合計(30日) |
|---|---|---|---|---|---|
| 要介護1 | 646 円 | 820 円 | 390 円 | 1,856 円 | 55,680 円 |
| 要介護2 | 714 円 | | | 1,924 円 | 57,720 円 |
| 要介護3 | 787 円 | | | 1,997 円 | 59,910 円 |
| 要介護4 | 857 円 | (日額) | (日額) | 2,067 円 | 62,010 円 |
| 要介護5 | 925 円 | | | 2,135 円 | 64,050 円 |

**第3段階**　世帯全体が市町村民税非課税で、第1段階・第2段階でない方

| 要介護度 | 施設サービス費 | 居住費 | 食費 | 日額合計 | 月額合計(30日) |
|---|---|---|---|---|---|
| 要介護1 | 646 円 | 1,310 円 | 650 円 | 2,606 円 | 78,180 円 |
| 要介護2 | 714 円 | | | 2,674 円 | 80,220 円 |
| 要介護3 | 787 円 | | | 2,747 円 | 82,410 円 |
| 要介護4 | 857 円 | (日額) | (日額) | 2,817 円 | 84,510 円 |
| 要介護5 | 925 円 | | | 2,885 円 | 86,550 円 |

※第1段階と第2段階の方には高額介護サービス費の適用により利用者負担が各介護度の利用料金より減額されます。このことには、申請が必要で申請後に差額が保険者より支給されます。

### 〈加算項目〉

定められた要件を満たしてサービスが提供されるとき上記基本項目に以下のように加わります。

| 加算項目 | | 料金 1日 | 料金 月(30日) | 加算項目 | 料金 1日 | 料金 月(30日) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 初期加算(入所から30日) | | ¥30 | ¥900 | 看取り介護加算 | | |
| 日常生活継続支援加算 | | ¥46 | ¥1,380 | (1)死亡日以前4日～30日 | ¥144 | － |
| 看護体制加算(Ⅰ)イ | | ¥12 | ¥360 | (2)死亡日以前2日～3日 | ¥680 | － |
| 看護体制加算(Ⅱ)イ | | ¥23 | ¥690 | (3)死亡日 | ¥1,280 | － |
| 夜間職員配置加算(Ⅱ)イ | | ¥46 | ¥1,380 | 栄養マネジメント加算 | ¥14 | ¥420 |
| 夜間職員配置加算(Ⅳ)イ | | ¥61 | ¥1,830 | 認知症専門ケア加算 | ¥3 | ¥90 |
| 生活機能向上連携加算/月 | | ¥200 | ¥200 | 褥瘡マネジメント加算(3ヶ月に1回限り) | ¥10/月 | － |
| 配置医緊急時対応加算/1回 | 早朝・夜間 | ¥650 | － | 排せつ支援加算 | ¥100/月 | － |
| | 深夜 | ¥1,300 | － | 処遇改善加算 | 総単位数(月)*8.3% | |
| 外泊時費用加算(月6日限度) | | ¥246 | － | 特定処遇改善加算 | 総単位数(月)*2.7% | |
| 療養食加算(1日3回限り)1回 | | ¥6 | － | | | |

※この他にも、加算の要件を満たす場合もありその場合は事前に利用者やご家族に説明します。

※上記のサービス費利用者負担額は1割の額であり、実際の金額はご利用者の負担割合証に記載された割合に応じた額となります。